

令和7年度 敦賀市立看護大学後援会事業計画(案)

1. 福利厚生事業

(1) 学生食堂利用助成(変更)

- ①趣 旨 物価高騰により生活が困窮している学生の生活を支援するため、より安価に学生食堂を利用できるようクーポン券を販売する。
- ②販売額 1500円/5枚綴 ※400冊
(内訳)日替ランチ3枚、アラカルト or 日替ランチ2枚(5食で750円割引)
- ③販売対象 後援会会員が保証する本学在学中の学生に限る。
- ④販売期間 令和7年5月7日～令和8年1月31日まで(完売次第終了)
- ⑤使用期限 令和8年2月27日まで
- ⑥その他 チケット販売は教務学生課で行う。
一度に購入できる数量は1冊までとし、1週間に1回を限度とする。

(2) 防災グッズ支給

- ①趣 旨 防災意識の啓発と災害等への備えとして、防災グッズを配布する。
- ②配布物 首掛けライト
- ③配布対象 全新生 ※令和8年度新入生分

2. 課外活動支援事業

(1) 学生自治会助成金

- ①趣 旨 学生自治会の自主企画(大学祭など)の充実を図るため、活動資金を助成する。
- ②助成額 限度額を500,000円とし、申請に基づき決定する。
- ③助成対象 敦賀市立看護大学学生自治会
- ④申請期日 令和7年10月31日まで
- ⑤その他 年度終了後、事業報告を受ける。

(2) クラブ・サークル助成金 **補足資料①**

- ①趣 旨 クラブ・サークル活動の活性化を図るため、活動資金を助成する。
- ②助成額 基本助成として1団体あたり5,000円、並びに活動加算(部員数×1,000円または実費分(昨年度までの繰越額や部員から徴収した会費等の収入から活動に伴い発生した経費を差し引いた額)のいずれか低い額)を申請に基づき決定し、助成する。
- ③助成対象 大学所定の手続きにより5月31日までに設立を承認されたクラブ・サークル
- ④申請期日 令和8年2月27日まで
- ⑤その他 年度終了後、事業報告を受ける。
特別の考慮を要する事案が生じた場合は、その都度対応する。

(3) インターンシップ奨励金(新規) **補足資料②**

- ①趣 旨 福井県看護協会が主催する看護学生インターンシップ事業等を活用し、福井県内の医療機関等でインターンシップを行った学生に対し奨励金を交付する。
- ②給付額 2,000 円(1人1回を限度とする)
- ③給付対象 後援会会員が保証する本学在学中の学生に限る。
- ④申請期日 令和 8 年 2 月 27 日まで
- ⑤その他 インターンシップ終了後、参加報告書の提出を求める(**補足資料③**)。

3. 教育研究支援事業

(1) 国際交流活動の奨励(海外語学研修助成金)

- ①趣 旨 国際交流活動の促進を図るため、海外語学研修にかかる費用の一部を助成する。
- ②助 成 額 上限 30,000 円とし、全体予算の執行状況に応じて交付額を決定する。
- ③助成条件
 - ア) 大学と協定を締結した海外の大学または語学研修機関での研修に限る。
 - イ) 在学中に1回の助成を限度とする。

(2) 臨地実習交通費助成金(変更)

- ①趣 旨 **3年次**臨地実習にかかる交通費の一部を助成する。
- ②助 成 額 臨地実習交通費助成金給付要領に定める額。
- ③助成条件
 - ア) 後援会会員が保証する本学在学中の学生に限る。
 - イ) 再履修による臨地実習への助成は対象としない。**
- ④申請期日 後援会長が定める日。

4. 看護師国家試験対策事業

(1) 看護師国家試験対策に伴う模擬試験等の実施

- ①趣 旨 看護師国家試験対策のため、模擬試験等を実施する。
- ②事 業 費 学生 1 人あたり限度額 10,000 円とする。
- ③対 象 者
 - ア) 後援会会員が保証する本学在学中の 4 年生に限る。
ただし、非加入者の自己負担による受験は妨げないものとする。
 - イ) 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 2 月 1 日までに実施したものに限り。
- ④申請期日 随時
- ⑤そ の 他 予算成立前に実施された看護師模試にかかる費用については、後援会加入者からの請求があればその全額を助成する(申請期日 **令和 7 年 4 月 30 日まで**)。

(2)看護師国家試験対策支援金(新規)

- ①趣 旨 看護師国家試験に向けた参考書の購入など、学生自らが行う国試対策について支援する。
- ②事業費 学生1人あたり5,000円または相当分のクオカードを支給する。
- ③対象者 後援会会員が保証する本学在学中の4年生に限る。

5.貸付事業

(1)傷病発生時一時貸付事業

- ①趣 旨 学内において傷病を負った際、医療機関への交通費及び初診料等の一時貸付を行う。
- ②貸付額 限度額50,000円
- ③その他
 - ア)貸付時に学生から申請を受ける(傷病の程度により省略可)
 - イ)原則初診後1週間以内に大学事務局へ貸付金を返還

6.卒業記念事業

(1)卒業記念品

- ①趣 旨 卒業生に対して、後援会から記念品を贈呈する。
- ②対象者
 - ア)令和7年9月30日～令和8年3月31日までに卒業した者に限る。

7.特別会計予算貸付事業

(1)海外語学研修渡航費貸付事業

- ①趣 旨 経済的な理由により海外語学研修への参加を断念せざるを得ない学生に対し渡航費用の半額程度を無利子で貸付けることで、海外での学びを支援する。
- ②貸付額 限度額100,000円
- ③対象者 敦賀市立看護大学が実施する海外語学研修に参加する学生
- ④返済期限 令和9年3月31日または退学ならびに卒業日のいずれか早い日
- ⑤返済条件 一括返済または分割払い(最大24か月)
- ⑥貸付条件
 - ア)後援会会員が保証する本学在学中の学生に限る。
 - イ)生計を一にしない家族または親族を連帯保証人とする。

8.その他

- (1)大学広報誌すずかけを後援会員へ発送する。
- (2)学生に対し後援会事業アンケートを実施する。
- (3)学生本人の弔事にあたっては、弔電と供花を行う(予備費)。